

規 約

好 山 好 山 旅 会

好山好山旅会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は好山好山旅会 (こうざんこう やまたびかい)と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は会員が互恵の精神のもとに自然と山を愛し共に楽しむ事を目的とする。

(本部の所在地)

第 3 条 本会の本部を会長の住所におく

(事業年度)

第 4 条 本会の事業年度は4月 1日から翌年 3月 31 日までの 1か年とする。

(入会、継続在籍及び退会の手続き)

第 5 条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に所要事項を記入し、募集係に申し込みそれを会長が承認する。

2 親会員の二親等迄を家族会員と認め会費として親会員の 2 分の 1 を徴収する。

3 会員が継続して在籍しようとするときは、在籍する事業年度の 2月 28 日まで に、翌事業年度の年会費を納入しなければならない。

4 会員が退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

5 会員が納入期限までに継続年会費を納入しないときは退会したものとみなす。

ただし、3月末までにこれを納入したときは、継続して在籍する者として取り扱うことがある。

(入会金及び年会費)

第 6 条 入会金及び年会費の額は別に定める。

2 各事業年度の期中に入会する者の年会費の額は、該当事業年度の既経過月数分に相当する額を減額する。

3 既納の入会金及び年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員をおく

2 会長、副会長、相談役、山行リーダー、会計、会計監査、庶務、会員募集、会報編集、参与、Web 管理

3 各役員は会長が推薦し、役員会で承認する。

(会長の選出)

第 8 条 会長の役は副会長がこれを継承する。

2 副会長が空席のときは役員会会議の合議により選出する。

(会長の任務及び心得)

第 9 条 会長は本会を代表して会務全般を総理する。

2 会長は会の目的精神を受け継ぎ守る人材の育成に努めるとともに、次代の会長を心の中に用意するよう心掛けなければならない。

3 会長は大局的判断に基づき、自らその進退を決定しなければならない。

(副会長の任務)

第 10 条 副会長は会長の任務を分任する。

(相談役の任務及び指定)

第 11 条 相談役は会長の諮問または、要請に応じ次のことを行う

2 内部運営に関する助言及び助力。

3 解決困難な対外事項に関する調停及び交渉。

4 相談役は会長の経歴者が就くものとする。

(参与の指定及び任務)

第 12 条 参与は役員経験者の中から本人の了解を得て会長が指定する。

2 会の運営に関する助言及び助力をする。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、就任の日から継続して在籍する期間とする。ただし、辞任の申し出があったときはこの限りではない。

2 但し、会計の任期については、就任の日から最長 4 年間とする。

(会長権限を行使する場合の特例)

第 14 条 会長に事故あるときは、副会長が会長権限を行使する。

(非会員の山行例会への参加)

第 15 条 本会の非会員は、本会に入会する意思決定のためを除き、本会の山行例会または行事に参加することができない。

(会員の顕彰)

第 16 条 1 月から 12 月までの山行例会の参加者の中から参加回数の多い順に 1 位から 3 位までの会員を顕彰する。

(会員の除名)

第 17 条 次の各号の一に該当する者は、役員会の合議により会長がこれを除名に処することがある。

1) 本会の規約に違反した者。

2) 本会または本会の会員の名誉を著しく傷つけた者。

3) 本会または本会の会員に多大な迷惑または損害を与えた者。

4) 前各号に準ずる行為のあった者。

(規約の改定)

第 18 条 この規約を改定するときは、役員会の合議を必要とする。

第 2 章 総 会

(総会の開催の目的及び手続き)

第 19 条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は、年 1 回開催する。

第 20 条 総会は、会長が召集する。

2 総会は、構成員の 10 分の 1 以上の出席により成立する。

第 21 条 総会において山行例会等の行事を決定する。

第 22 条 会計報告は、定例総会において承認を受けなければならない。

第 3 章 役 員 会

(役員会の開催の目的及び手続き)

第 23 条 役員会は役員をもって構成し、会長が召集する。

第 24 条 役員会において山行例会等の行事を立案する。

2 山行例会の変更の必要が生じたとき、総会に代わりこれを決定する。

第 25 条 役員会において会の運営に係る事項を協議し決定する。

第 4 章 山行等の例会及び行事

第 26 条 山行等の例会は役員が山行リーダーを担当する。

- 2 山行等例会の実施にあたっては公共交通機関を利用することを原則とし、アプローチの時間、費用等の効率の見地から自家用車及びレンタカーを使用する場合は、別に定める「車両使用規定」に従うものとする。
- 3 山行等の例会が終了したときは会長に帰着報告をすることとする。

第 27 条 山行リーダーに対する必要経費の補助

- 2 山行計画を作成し実施するにあたり 現地や参加者との連絡、地図および案内書等の購入、ときには下見山行等の補助として下記金額を支給する。
 - 1) 日帰り山行計画及び実施 1 回につき1,000 円
 - 2) 宿泊山行計画及び実施 1回につき2,000 円
 - 3) 上記計画がなんらかの理由により中止になった場合はそれぞれの半額を支給する。

第 28 条 会務担当に対する年額手当として下記金額を支給する。

会 計 係	8,000 円
庶 務 係	7,000 円
Web 管理係	12,000 円
会員募集係	5,000 円
会報編集係	7,000 円

付 則

- 1 この規約は平成 27 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 従前の規約は、この規約の施行と同時に廃止する。
- 3 従前の規約に基づいてした処分、措置並びに会員の申請は、この規約に基づいてしたものとみなす。

以 上

昭和 56 年 1 月 1 日制定
平成 15 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 5 月 25 日一部改正
平成 19 年 10 月 21 日一部改正
平成 20 年 9 月 23 日一部改正
平成 22 年 9 月 23 日一部改正
平成 26 年 4 月 13 日一部改正
平成 27 年 10 月 1 日一部改正

車両使用規定

好山好山旅会

第1条 制定の目的

この規定は、山行の交通手段として自家用車(以下車両と言う)を使用する場合に摘要し、車両の使用に対する安全管理、費用負担の明確化を目的として制定する。

第2条 摘要範囲

本規定は例会山行及び個人山行(単独を除く)に適用する。

第3条 車両運行責任者

車両を使用する場合には、事前に車両運行責任者(以下車両責と言う)を決定し、車両責は本規定が遵守されるよう管理責任を負う

第4条 車両の要件

法令に定められた点検整備が実施済みであり任意保険に加入していること。

第5条 車両使用時の注意事項。車両使用時は下記の項目を守ること

- 5-1 車両責は、出発前に参加者全員に車両運行経路を周知させること。また、複数の車両を使用する際には、離れての走行を想定して、経路途中での集合地をど決めておくこと。
- 5-2 運転者は法令を遵守し安全運転に徹すること。
- 5-3 長時間の連続運転は避けること。2時間以内を目安として、必ず休憩または運転手の交替を行うこと。

第6条 車両使用にかかる負担費用

- 6-1 車両使用について、全ての参加者(車両所有者・運転手を含む)は下記の費用を均等に負担すること。
- 6-2 レンタカー使用料、有料道路代等の車両運行に要した実費
- 6-3 上記第1項の費用の外に、下記の通り車両所有者や運転者に支払う費用
 - 6-3-1 車両使用料及び燃料費として、走行1kmにつき20円で算出した金額を車両所有者に支払うものとする。
 - 6-3-2 運転手当として、走行1kmにつき10円で算出した金額を運転手に支払うものとする。

第7条 交通事故発生時の対応

- 7-1 事故現場では、法令に従い、人命第一として行動すること。
- 7-2 速やかに会長宅へ事故発生連絡をいれること。
- 7-3 相手のある事故の場合、相手方との連絡・交渉は運転者または車両所有者が取り扱う

第8条 規定の改正

当規定の改正は、役員会において、出席者の3分の2以上の同意により決定する。

平成11年9月5日制定

平成11年9月5日施行

平成22年10月1日一部改正